

日進市自治基本条例

検証関係課一覧



=今回検証条文

章	項目	条文		関係課			
前文	前文			企画政策課	市民協働課		
第1章 総則	(目的)	第1条		企画政策課			
	(条例の位置づけ)	第2条		企画政策課	総務課		
	(定義)	第3条	第1号	企画政策課	市民協働課		
			第2号				
			第3号				
第4号							
第2章 自治の基本原則	(自治の基本原則)	第4条	第1号	市民協働課			
			第2号		地域福祉課		
			第3号	企画政策課			
			第4号	市民協働課			
			第5号	企画政策課			
			第6号	市民協働課			
			第7号	秘書広報課			
第3章 市民の権利	(個人の尊厳)	第5条		市民協働課	地域福祉課		
	(平和的生存権)	第6条		危機管理課	生活安全課		
	(環境権)	第7条		環境課			
	(知る権利)	第8条		総務課			
	(個人情報保護)	第9条		総務課			
	(権利の尊重)	第10条		市民協働課 生活安全課	地域福祉課 環境課	危機管理課 総務課	
第4章 市民、市議会 及び市長等の 役割と責務	(市民の役割と責務)	第11条	第1項	環境課			
			第2項	秘書広報課	市民協働課		
			第3項	財政課	税務課	収納課	
	(市議会の役割と責務)	第12条	第1項	議会			
			第2項	(議事課)			
	(市長の役割と責務)	第13条	第1項	企画政策課			
			第2項				
			第3項	人事課			
(市職員の役割と責務)	第14条	第1項	人事課				
		第2項					
第5章 参加と協働	(市民参加)	第15条	第1項	市民協働課			
			第2項	子育て支援課			
			第3項				
			第4項	市民協働課			
			第5項				
	(市民自治活動)	第16条	第1項	市民協働課			
			第2項				
			第3項				
			第4項		地域福祉課	生涯学習課	
			第5項				
(連携)	第17条	第1項	市民協働課				
		第2項	企画政策課	市民協働課			

章	項目	条文	関係課			
第6章 市政の組織 及び運営	(柔軟な組織の形成)	第18条	企画政策課			
	(市民本位の市政運営)	第19条	秘書広報課	企画政策課		
	(計画的な市政運営)	第20条	企画政策課			
	(開かれた市政運営)	第21条	第1項	総務課		
			第2項			
	(個人情報の適切な取扱い)	第22条	第1項	総務課		
			第2項			
	(適切な行政手続)	第23条	第1項	総務課		
			第2項			
	(財政)	第24条	第1項	財政課		
第2項						
第3項						
(行政評価)	第25条	第1項	企画政策課			
		第2項				
第7章 住民投票	(住民投票)	第26条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
			第4項			
第8章 条例の遵守等	(条例の遵守)	第27条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
	(条例の見直し)	第28条	第1項	企画政策課		
			第2項			
			第3項			
(委任)	第29条	企画政策課				

日進市自治基本条例検証シート

第18条（柔軟な組織の形成）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第18条 市の執行機関は、市民にわかりやすく、効率的で機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制をつくらなければなりません。
解説	地方分権時代に対応した組織とするため、行政課題に効率的かつ機能的に対応できる組織体制を整えることを規定しています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
随時	・プロジェクトチームの設置
平成 19 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 20 年度施行）
平成 20 年度	・日進市部設置条例及び日進市事務分掌規則改正 ※機構改革を含む改正（平成 21 年度施行）
平成 23 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 24 年度施行）
平成 24 年度	・日進市事務分掌規則改正 ※機構改革を含む改正（平成 25 年度施行）
平成 25 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 26 年度施行）
平成 26 年度	・日進市部設置条例及び日進市事務分掌規則改正 ※機構改革を含む改正（平成 27 年度施行） ・主管課の設置（平成 27 年度施行）
平成 27 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 28 年度施行）
平成 28 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 29 年度施行）
平成 29 年度	・日進市事務分掌規則改正 ※機構改革を含む改正（平成 30 年度施行）
平成 30 年度	・日進市事務分掌規則改正（平成 31 年度施行）

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 日進市部設置条例及び日進市事務分掌規則を改正することで、制度改正や情勢の変化に対応した組織体制を整備しています。
- 組織体制については、広報紙等で公表し、市民生活に混乱が生じないように努めています。
- 平成 27 年度から主管課を設置し、部内全般に関する調整等の機能を持たせています。
- 複数の部署をまたぐ事業について、関係部署で構成するプロジェクトチームを設置し、横断的で柔軟な対応を行っています。
（設置例 総合計画推進、内部統制、ESD 推進等）
- プロジェクトチームの設置については、設置基準や進行管理方法について、統一的なルールを整備する必要があります。

4 今後の方向性

- 引き続き、制度改正や情勢の変化に対応した組織体制を整備していきます。
- プロジェクトチームの設置等、組織横断的な対応方法について、手法を検討していきます。

日進市自治基本条例検証シート

第19条（市民本位の市政運営）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第19条 市の執行機関は、広報及び広聴の機能を一体的に発揮することにより、市民の意向を的確にとらえ、市民本位の市政の運営を行わなければなりません。
解説	市の広報紙やホームページなどによる広報機能と、市長への提案箱や行政モニター制度などによる広聴機能を相互に連携、充実させながら、市民の視点で考え、市民の気持ちをくみとった市政の運営を行うことを規定しています。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 20 年度	・ 市民意識調査
平成 21 年度	・ まちづくりアンケート ※第 5 次総合計画策定に当たり、実施したもの。
平成 23 年度	・ 市民意識調査
平成 26 年度	・ 市民意識調査
平成 28 年度	・ 市民意識調査
平成 30 年度	・ 市民意識調査

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

- 総合計画の成果指標を確認し、併せて市民の意向を把握するため、市民意識調査を定期的に行っています。
- 平成 28 年度から、調査頻度を 2 年度ごととし、より頻繁に調査を行っています。
- 調査結果は、報告書として公開し、全庁でも共有しています。
- 毎年度の実施計画を策定するに当たって、市民意識調査等の結果を踏まえ、市民ニーズに的確に対応するための事業であるか検討するよう、留意しています。
- 調査項目、調査手法について、より適切な内容を検討していく必要があります。
- 市民意識調査結果等の結果について、データ利活用を検討していく必要があります。

4 今後の方向性

- 市民意識調査については、時代にあった内容を検討しながら実施していきます。
- 市民意識調査結果のデータ利活用については、手法を検討していきます。

情報広報課

2 これまでの主な取組（平成 19 年 10 月の条例施行以降）

時 期	内 容
平成 20 年度～ 【毎年度実施】	・ 地域座談会の実施
平成 28 年度～ 【毎年度実施】	・ 広報市民スタッフ会議を毎月開催し、意見を伺う

平成29年度～ 【毎年度実施】	・市長などと語る会を地縁型、テーマ型などの区分けにし、区長、市民団体等と面談して、提案を受ける形で実施
--------------------	---

3 現状と問題点（○：現状 ●：問題点）

○市長への提案箱、市長などと語る会、ホームページからのお問い合わせ、広報市民スタッフからの意見等で聞き取った提案、意見は、市政運営の参考とするよう、事業担当課へ情報提供しています。

（市長への提案箱件数）

H19：299件、H20：358件、H21：417件、H22：378件、

H23：383件、H24：292件、H25：229件、H26：182件、

H27：239件、H28：215件、H29：208件、H30：156件

4 今後の方向性

○市長への提案箱、ホームページからのお問い合わせフォームで寄せられる意見や提案を事業担当課へ情報提供するとともに、市政情報を適切に広報することで、市民本位の市政運営に資する事務改善につなげていきます。

日進市自治基本条例検証シート

第20条（計画的な市政運営）

1 日進市自治基本条例の規定

条文	第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければならない。
解説	地方自治法の一部を改正する法律（平成23年8月1日施行）により、市議会の議決を経て総合計画の基本構想を策定する義務はなくなりました。しかし、総合計画は市のまちづくりの最上位の計画で、長期展望に立った総合的、計画的な行政経営の指針であるため、本条例ではその策定義務を規定しています。 また、市議会で「日進市議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年4月1日施行）」が制定され、総合計画の基本構想部分の策定、変更又は廃止に関して市議会の議決を必要としています。 なお、個別の計画等は、総合計画に基づいて策定します。 ※総合計画とは 目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための施策や事業を定める基本計画、事業の年度ごとの進め方を明らかにする実施計画により構成されます。

企画政策課

2 これまでの主な取組（平成19年10月の条例施行以降）

【第13条第2項再掲】

時 期	内 容
平成19年度	・日進市自治基本条例による総合計画の策定義務付け
平成23年度	・地方自治法改正による市町村の総合計画策定義務の廃止
平成23年度～	・第5次日進市総合計画期間開始 ・総合計画推進体制の確立・実施 （総合計画推進本部、総合計画推進部会） ・実施計画の策定【毎年度実施】 ・市民意識調査の実施 （H23年度、H26年度、H28年度、H30年度）
平成27年度	・日進市議会の議決すべき事件を定める条例に日進市総合計画の基本構想部分を議決すべき事件として規定
平成30年度～	・第6次日進市総合計画策定開始

3 現状と問題点【一部第13条第2項再掲】（○：現状 ●：問題点）

- 確立した総合計画推進体制に基づき、毎年度、推進を行っています。
- 実施計画を毎年度策定する中で、個別計画の策定や各事業の実施内容についてヒアリングを行い、市政運営が総合計画に沿ったものとなるよう努めています。
- 達成することが非常に困難な目標値の設定があることから、指標の達成率が低くなっています。
- 大施策の成果指標 達成率19.2%（中間値基準5.8%）
中施策の成果指標 達成率25.4%（中間値基準15.9%）
- 時代の経過により、内容や指標の見直しが必要となっています。

4 今後の方向性【一部第13条第2項再掲】

- 引き続き、第5次日進市総合計画に沿った市政運営を行っていきます。
- 第6次日進市総合計画を策定するにあたり、市民参加を行いながら、時代に即したより効果的な総合計画となるよう、検討を行っていきます。
- 併せて、第6次日進市総合計画の推進についても、手法の検討を行っていきます。